２　前項の規定は、矯正施設の長が、法第五十四条第二項の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合及び法第五十五条第二項本文の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合について準用する。

（委託の手続）

第五十八条　保護観察所の長は、法第六十一条第二項（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により補導援護を委託して行うときは、保護観察対象者の意向を参酌し、当該補導援護としてとるべき措置を選定し、その委託先及び委託期間を定めなければならない。

２　［略］

（応急の救護の措置）

第六十五条　法第六十二条（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）第二項の規定による救護は、次に掲げる方法その他の保護観察所の長が必要と認める方法によって行うものとする。

［一～四　略］

（出頭の命令の方式）

第六十八条　法第六十三条第一項の規定による出頭の命令は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

［一～三　略］

第九十二条　［略］

［一～四　略］

２　前項の規定は、矯正施設の長が、法第五十四条第二項（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により一般遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合及び法第五十五条第二項本文の規定により特別遵守事項の内容を記載した書面を交付する場合について準用する。

（委託の手続）

第五十八条　保護観察所の長は、法第六十一条第二項（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合及び売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定により補導援護を委託して行うときは、保護観察対象者の意向を参酌し、当該補導援護としてとるべき措置を選定し、その委託先及び委託期間を定めなければならない。

２　［同上］

（応急の救護の措置）

第六十五条　法第六十二条（法第八十八条の規定によりその例によることとされる場合及び売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）第二項の規定による救護は、次に掲げる方法その他の保護観察所の長が必要と認める方法によって行うものとする。

［一～四　同上］

（出頭の命令の方式）

第六十八条　法第六十三条（売春防止法第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下次条及び第七十条において同じ。）第一項の規定による出頭の命令は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

［一～三　同上］

第九十二条　［同上］

［一～四　同上］

五　仮釈放の年月日及びその時点において収容されていた矯正施設の名称

［六・七　略］

２　［略］

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　第八十一条の七第一項の規定は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第一項の決定について、第八十一条の七第二項の規定は、矯正施設の長又は保護観察所の長が、当該決定を受けた保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第二項に規定する事情が生じたと認める場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八十一条の七第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

［2・3　略］

第六節　削除

第百六条から第百九条まで　削除

五　仮釈放の年月日及びその時点において収容されていた刑事施設又は少年院の名称

［六・七　同上］

２　［同上］

（保護観察付一部猶予者の住居の特定の基準等）

第九十九条の二　第八十一条の七第一項の規定は、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第一項の決定について、第八十一条の七第二項の規定は、刑事施設の長、少年院の長又は保護観察所の長が、当該決定を受けた保護観察付一部猶予者について、法第七十八条の二第一項において準用する法第六十八条の七第二項に規定する事情が生じたと認める場合について、それぞれ準用する。この場合において、第八十一条の七第二項中「収容可能期間の満了」とあるのは、「刑法第二十七条の二の規定による猶予の期間の開始」と読み替えるものとする。

［2・3　同上］

第六節　婦人補導院仮退院者

（婦人補導院からの仮退院の取消しの申出の方式等）

第百六条　売春防止法第二十七条第一項に規定する申出は、婦人補導院仮退院者が遵守事項を遵守しなかった場合において、当該遵守事項を遵守しなかったことの情状、保護観察の実施状況等を考慮し、再び婦人補導院に収容して処遇を行うことが必要かつ相当と認めるときにするものとする。

第百七条　前条の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面によらなければならない。

一　婦人補導院仮退院者の氏名、生年月日、職業、本籍及び住居